

令和5年6月第6回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日（金）

午前10時00分から午前10時55分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員（40人）

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 樋口昌子 3番 田中秀樹 4番 小田明美 5番 福島康夫

6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平 9番 武村一夫

10番 中山克己 11番 池本 彰 13番 長銚忠明 14番 妹尾宗夫

15番 中島寛司 16番 網島孝晴 17番 松本正幸

推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 23番 沼本通明 24番 市本裕司

26番 松下 功 27番 福島史利 28番 太安隆文 29番 渡邊次男

31番 網本郁三 32番 長尾 修 33番 三村訓弘 34番 高谷明弘

35番 岡 俊彦 36番 池田琢壘 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫

40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 井上 達 43番 入澤靖昭

44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 石田 勉

4. 欠席委員（6人）

農業委員 2番 池田 実 12番 新田 孝

推進委員 22番 小林和夫 25番 下山史朗 30番 市 登 37番 池田和道

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第34号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第5 報告第9号 農地転用の制限の例外に係る届出について

日程第6 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 渡辺義和 主幹 柴田正人 主事 大塚哲史

福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 それでは、皆さん改めておはようございます。
ただいまから令和5年6月総会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶よろしくお願ひいたします。

会 長 おはようございます。ご苦労さまです。
6月に入りました。今年は梅雨の入りが非常に早かったということで、水のほうは田植をするにも心配がなかったんじゃないかというふうに思います。まだ残っておられる方もあるかと思いますが、順調に生育すればというふうに思っております。
5月30日に毎年行っております全国農業委員会会長大会、令和5年度の大会が東京で行われました。私が出席させていただきまして、議案が4議案ありましたが採決をいたしました。ちょっとご紹介しますが、述べさせていただきますと、第1号議案には食の安全保障の確立に向けた持続可能な農業・農村を創るための政策提案ということであります。今年は食料・農業・農村基本法が改正されるということで今審議といいますが、検討しているところだというふうに思います。非常に重要な年だろうというふうに思っております。そういう中で政策提言を農業会議としてするというので、安全保障と持続可能な農村の姿ということで食の安全保障、今いろいろと言われとることでございます。また、水田農業を基本とした安全保障の確立ということで、ご覧のように今米の価格が下落しておりますし非常に難しい時期であります。そのような中でやはり水田農業をずっと推進してきた日本でありますから、そういう条件といいますが、それを生かしているんな米の可能性を追求していったらどうかということで米粉等加工品、いろんな飼料米等がありますけど、そこら辺の勉強をしっかりとやって海外に出したり、もうちょっと幅を広げて水田農業の確立をしていけばという案を出しております。また、多様な農業を担う者の共存ということで、今までは担い手中心の政策を政府が採ってきたわけですけど、やはりそれじゃなかなか行き詰まったということで、いろんな立場の人が農業に携わるということを提言しております。新しい人、また兼業農家の人、それから少しの農地でも頑張っってやっていこうというような人を大切にしながら進めていけばということでございます。また、日本型直接支払制度の充実ということで、これまでの直接支払制度の現状をしっかりと検証して、再評価した上で農業と農村が持続的に振興、発展し得る日本型直接支払制度の確立に向けて検討して、その実現を図るということでございます。農業者の所得確保ということが非常に重要になってくるというふうに思っております。また、食料システム戦略の政策目標の同時達成を可能とすることが重要であるというふうに結んでおります。
この第1号議案の政策提言のほかには第4号議案まであるわけですけど、このように決議されたことを政府国会は基本法の見直しに当たり、本提案を踏まえた検討と国民視点に立った食料安全保障の業務を丁寧に行うことを強く望むというふうに結んでおります。この会長大会というのは、今年も野村農林水産大臣に出席していただ

きましたけど、各衆参両院の議員の方が大勢会場に立たれます。このコロナの下で3年間は少し数が減っておりましたけど、今年は非常に大勢の議員の方が来られました。会場で一人一人紹介をされますので、郷土からあの先生が来たかなというような目で見られる方が多いんじゃないかというふうに思います。この決議の後に政府をはじめ、党とか、それから地元選出の国会議員の方をお願いに回るという行程も組んでおります。しっかりと政府のほうも、国のほうにも聞いていただいて、少しでもやっぱり農業・農村を大切にしていってほしいという願いを込めて、今年の大会は非常に熱いものになったというふうに思っております。それらの中で委員の皆さん、頑張っていかなければならないというふうに感じております。大変今年はいい大会であったというふうに思っております。今後の推移を見たいというふうに思います。

それでは、そういうことであります。それから、いろいろと今年は新たな政策が出ておりますけど、地域プランもそうです。それから、下限面積も廃止されました。全国的に3条の案件が非常に多いというような現状も話されておりました。いろいろと農業・農村も変わっていく年ではないかというふうに思っております。

それでは、そういうことで6月総会を始めたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事のほうに入らせていただきます。

本日の欠席委員の方は2名ございます。2番委員、12番委員でございます。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員19名中17名の方がいらっしゃいますので定足数に達しております。6月総会が成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長によりお願いいたします。

議長 それでは、議事に入りたいというふうに思います。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 それでは、議事録署名委員は、17番、 委員、18番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は9件でございます。農地法第3条第2項の各号におきまして、申請書によって審議いたしました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、労力不足により、市外の譲受人に、申請農地、田3筆3,405㎡、畑2筆287㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、21番推進委員さんから説明をお願いします。

21番推進委員 議長。

議長 はい、21番推進委員。

21番推進委員 21番推進委員です。

番号1について、去る6月4日に譲受人に立会をいただきまして現地調査を行いました。譲渡人は兄の譲受人から連絡してもらいましたので、この譲渡人の人には直接連絡はできていません。権利移転に対する事由の詳細についてですけれども、今さっき言いましたように譲渡人、譲受人、どちらも住まいは岡山市内であります。譲渡人は父親から農地を贈与されていましたが、病弱で自身の労力不足もありまして長年農地を地元の方に管理してもらっていました。耕作者の方も高齢で体力の衰えもあり、利用権満了と同時に譲渡人に返したと、戻ってきたものであります。譲渡人も管理することに無理があり負担を感じておりましたが、今回兄である譲受人と申請地の農地全部を、これは売買になってますけども無償の贈与ということで確認しておりますけれども、無償贈与することがまとまりまして、譲受人が農地を取得するものであります。続きまして、譲受人の耕作状況等についてですけれども、譲受人は岡山市内に住んでおりまして農業の経験もなく、耕作する機械も持っておりませんが、地元の営農組合がありますが、その営農組合にお世話になりながら農地を荒らさないよう稲作等に取り組んでいくということであります。取得後も地元の親戚等と連絡を取りながら、週末を利用して草刈り等、できる範囲内で農作業に従事するというふうに言われておりました。

以上のとおり農地管理については問題ないと思われまので、よろしくお願いたします。その他特に特記すべき事項はございませんけれども、今の下限面積の関係もありますけれども、こういった市外の方が親から譲るということの関係もこれから出てくる可能性も十分あると思えます。そういうことで、内容を吟味しながらしるしたいというふうに思っております。ということで、特に今回は指摘する事項はございませんが、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございますが、落合の譲渡人が、労力不足により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田2筆3,253㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 議長。

議長 はい、8番委員。

8番委員 8番です。

6月4日に現地調査を行いました。譲受人、譲渡人、それぞれから状況、事情をお聞きしました。譲受人と譲渡人は兄弟で、今回所有権移転に係る2筆の田は2人の父親から譲渡人に平成23年に贈与されたものでありますが、しかし近年譲渡人が単独での耕作が困難になり、譲受人の支援を受けることが多くなっておりまして、ここで譲受人のほうへ無償譲渡するということになったものです。それで譲受人の状況ですが、譲受人は父親と2人で農業に従事しておりまして、トラクター、田植機、コンバインなどといった一通りのものを所有しておりまして、農地も相当持っております。また、野菜用のハウス2棟を有して、米、大豆、それから温室野菜を栽培しております。そうした状況ですので、耕作能力、それから隣地との関係、いろいろ農地法第3条第2項が定めるいずれにも抵触するものは認められません。以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号3でございますが、久世の譲渡人、相続財産管理人が、資金を必要とするため、落合の譲受人に、申請農地、田1筆2,502㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 24番推進委員です。

番号3についてご説明します。

6月2日に譲受人と連絡が取れまして現地で確認等を行っております。権利移転の詳細についてですが、譲渡人、譲受人はいとこであり、譲渡人が死亡に伴い田に草木が生えて荒らすことで近所に迷惑になると考えていましたが、今回弁護士さんにより話し合いがあり購入の話がまとまりました。譲受人の耕作状況等ですが、現在6反の田を所有しており、家族3名で農業をしております。農機具もトラクター、田植機、コンバイン等を所有しています。今後も農作業に従事すると認められます。あと、その他指摘事項は特にございませぬ。審議方よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号4でございます。

市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,010㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、26番推進委員さんから説明をお願いいたします。

26番推進委員 議長。

議長 はい、26番推進委員。

26番推進委員 26番推進委員です。

番号4につきまして、6月6日に譲受人と現地確認及びお話を聞きました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親戚関係になります。譲渡人の父が数年前に亡くなり農地を息子さん、譲渡人ですが、相続しましたが、ご本人は県外に住居を構えており耕作ができないということで一時別の親戚の方が耕作をしておりましたが、この方も耕作はもうできないということで、今の譲受人が1年ほど前より管理、耕作をしており、今回無償で当農地を譲り受けることとなったということでございます。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は兼業農家ではありますが、水稻を主に耕作しております。農機具もトラクター、田植機は所有して、稲刈りについては委託をしております。近隣でも、今後も農業に従事できるのは譲受人ぐらいであり、その他近隣農地も管理している状況です。大変意欲的に取り組んでおり、何ら問題ないと考えられます。その他指摘事項は特にございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号5でございます。

市外の譲渡人が、相手方の要望により、落合の譲受人に、申請農地、田1筆654㎡、畑1筆315㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員 議長。

議長 はい、28番推進委員。

28番推進委員 28番です。

番号5について説明します。

去る5月31日、譲受人と現地にて話を伺いました。譲受人、譲渡人の関係ですが、譲渡人は15年前大阪より現在譲受人が住んでいる住宅に移住してきて、ブドウ、野菜などを耕作していましたが、一昨年譲渡人の主人が病気で亡くなり、譲渡人は大阪へ帰っていきました。その後、譲受人が昨年神戸より移住してきて、ブドウ、野菜畑を耕作する話がまとまったものです。譲受人の耕作状況ですが、現在譲受人は1人で住んでおり、ブドウ、野菜畑を管理し、耕作しております。忙しいときは娘夫婦が手伝いに来ているようです。また、ブドウについては真庭市の帰農塾を利用して勉強、耕作しているとのこと。また、必要な農具は購入して所有しております。ということで、今後ブドウを作っていくということで何ら問題はないと思われれます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号6について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号6でございますが、落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田2筆845㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議 長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。
番号6番につきまして、去る6月1日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転する事由の詳細ですけれども、譲受人と譲渡人は義理の兄弟の関係になります。申請地は国道沿いで、進入路が急なことからトラクター等の大型機械を使用するのが危険なことから、数年前より譲受人が自宅に近いことから譲渡人から借りて畑として耕作をしておりました。このたび売買の話がまとまり、申請を行うものです。譲受人の耕作状況ですけれども、ご夫婦で農作業を行っており、管理機、草刈り機等を所有しており、現在は野菜のほかには花の栽培も行っており、きれいに管理されており、申請地取得後も問題なく農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号7でございます。
2ページをお開きください。
落合の譲渡人が、相手方の要望により、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆22㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議 長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。
番号7番につきまして、去る6月1日に譲受人立会いの下、現地確認を行いました。権利移転しようとする事由の詳細ですけれども、譲受人と譲渡人は同じ集落の近隣住民になります。申請地は譲受人の自宅と国道の間にあり、耕作不備な場所で、以前より譲受人が草刈り等の管理をされている場所です。今後も譲受人が自宅に近いということもあり管理を行うことから、このたび売買の話がまとまり、申請を行うものです。譲受人の耕作状況ですけれども、ご夫婦で農業を行っており、管理機、草刈り機等を所有しております。申請地は耕作不備で作物を栽培するのは難しいですけれども、取得後は花の栽培等を行っていくということなので、今後も問題なく

管理できるものと認められます。その他指摘事項はございません。審議方よろしく
お願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号8でございますが、久世の譲渡人が、労力不足により、市外の譲受人に、申請
農地、田1筆218㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議
方よろしくお願いいたします。

議 長 この案件については私が担当となっておりますので説明させていただきます。

5月31日に現地調査を行いました。譲渡人の奥さんのほうが来られまして話を
伺いました。権利移転の事由の詳細ですけど、譲渡人は非常に高齢になって農地
の管理ができなくなったということで、あとを耕作してくれる家族の方もおられ
ないということでどうしようかということでありましたが、この農地の隣に実家があ
り現在耕作してもらっている譲受人に無償贈与するという話でございます。親戚関
係はないということでございます。譲受人の耕作状況ですけど、譲受人は住所は大
阪府のほうにあるんですけど、若いときよりあちらに出られて住んでいたんだけ
ど、実家に住んでおられました親が亡くなられたということで、後は35アールの
農地があるということで、農地を守ったり家のほうを守るために大阪とこちらの真
庭のほうを行ったり来たりというようなことになるかと思えますから、そういうこ
とで農作業もされておりました。この農地も現地調査をするときにはもう田植が済
んでおりました。農機具のほうもトラクター、コンバイン、田植機、その他乾燥機
等も所有されていて、大きな農家でありますので非常に物はそろっているとい
うことで、体力の続く限り頑張っていきたいという決意表明をされておりました。
非常に遠いところからではございますけど、行き帰りをされるということで、今
まで農地を守ってこられたんで今後も守っていかれるのではないかというふう
に思っております。その他指摘事項はございません。

以上でございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号9でございます。

湯原の譲渡人が、相手方の要望により、川上の譲受人に、申請農地、田2筆3、4
40㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく
お願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、45番推進委員さんから説明を
お願いします。

45番推進委員 45番です。

議 長 はい、45番推進委員。

45番推進委員 番号9については、5月30日に譲受人に立会いただき現地調査
を行いました。譲渡人とは電話にて確認をいたしました。権利移転する事由の
詳細については、譲受人は譲渡人の父親の代から長年にわたりこの農地を
借りて耕作していました。貸借の更新時期が来たため譲渡人に連絡をした
ところ、父親が亡くなり、自身も病

気になったため、今後も耕作できる状況にないということで購入してほしいとの要望で売買の話がまとまりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は高齢で独り暮らしですが、トラクター3台を所有しておりまして、水稻、ソバ、野菜など約2.3ヘクタールを耕作しています。田植、コンバインによる収穫、その間のあぜ草刈りなどは親戚2人とその親戚の機械の助けを借りていますが、今回の申請地に隣接する水田も全て作付されており、他人に貸している農地もなく、現時点では特に問題ないと思います。

以上、耕作状況、従事日数等問題ないと思われまので、その他指摘事項は特にありません。審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

議長。

議長

はい、事務局。

事務局次長

議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日まで審議いただく案件は2件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（落合）は、自宅までの進入路が狭小で不便であることから、自宅前の申請地、畑1筆138㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、進入路を拡幅するため、転用申請するものです。申請地は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■円、土地造成■■■■円。資金の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類として、土地利用計画図、被害防除計画書が提出されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願い

いたします。

29番推進委員

はい。

議長

はい、29番推進委員。

29番推進委員

29番推進委員です。

番号1について、6月4日日曜日、譲渡人、譲受人立会いの下、現地確認を行いました。所有権移転の事由についてですが、一般道から申請人の自宅へ通じる道が非常に狭く、荷物の搬入、搬出、車の一時駐車等、何かと不便なことから、隣接する畑に進入路拡幅の希望を譲渡人に交渉したところ、譲り受ける話が円満にまとまりました。申請地の位置ですが、国道181号線、■地区中心部でございまして、■郵便局、駐在所等があるんですが、そのところより西方へ約600mの地点でございます。■地区の公民館等も隣接しておりまして住宅もいいところでございます。周囲の状況ですが、東が畑、西が申請人の自宅、東が地域の一般道でございます。北側が■と公会堂等があります。周辺農地への影響でございますが、東側一帯の畑地、農地は譲渡人所有の畑でございまして、南は一般地域道が通っております。北側は地区の先ほど申しました公民館と、西側は申請人の自宅となっております。建物は一切建てないということでございますので、進入路とするということでございますので、農業に一切影響はございません。そういうことから、周辺農地への影響は何も考えられませんので以上のとおりでございます。審議方よろしくお祈いします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

番号2でございます。

申請人、使用借人（久世）の2名は、現在アパートに居住していますが、家族が増えて手狭になったことから、申請地、田1筆464㎡を、使用貸人（久世）から借り受け、居宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成■円、建物施設■円。資金の内訳として、借入金■円。建蔽率は26%です。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお祈いします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、32番推進委員さんから説明をお願いいたします。

32番推進委員

議長。

議長

はい、32番推進委員。

32番推進委員

32番推進委員です。

番号2につきまして、5月27日、使用貸人立会いの下、調査を行いましたのでご報告いたします。転用しようとする事由の詳細でございますが、使用借人は貸し人の娘さんとその配偶者で、新居を構えるに当たり、宅地化しやすい当地を選択して貸借することとなったものでございます。申請地の位置等ですが、■から東へ約300m、国道■の北側に位置する住宅地に接する農地となってい

ます。周囲の状況ですが、東が田、西が水路と道路、南が民家、北が水路と道路となっております。当該地の東側に農地がありますが、平家の一般住宅を建てるということでありますので影響は少ないと思われまます。その他指摘事項はございません。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第34号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願ひいたします。

事務局主幹

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主幹

議案第34号につきまして、5ページをお開きください。

議案第34号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和5年6月9日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全56筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

議 長

それでは、お目通しをお願ひします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願ひいたします。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第34号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、報告第9号、農地転用の制限の例外に係る届出について、日程6、報告第10号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 11ページをお開きください。

報告第9号、農地転用の制限の例外に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

1ページお進みください。

報告第10号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の6件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

報告第9号、報告第10号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議長 ないようです。質問、意見等がないようですので、これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

議長 では、閉会したいと思いますけど、次回7月総会は7月10日月曜日の午前10時からですのでよろしく申し上げます。

(午前10時55分 閉会)